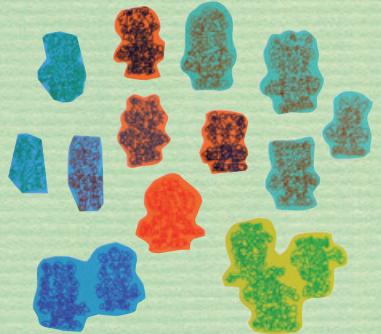
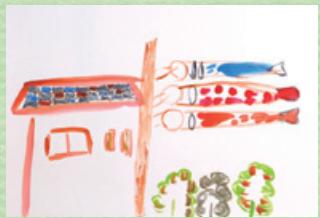


ともに生きる



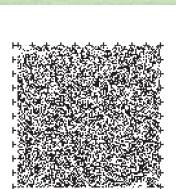
第4次宇佐市障がい者計画

概要版



この冊子には、目の不自由な方への情報提供を目的に音声コードを貼付しています。
専用の読み上げ装置やスマートフォンアプリ（Uni-Voice）等で読み取ると、記録
されている情報を音声で聞くことができます。

令和6年3月
大分県 宇佐市





1. 第4次宇佐市障がい者計画の策定にあたって

①計画の目的

本市においては、平成30年3月に、障害者基本法に基づく「第3次宇佐市障がい者計画」を策定し、障がいの有無にかかわらず、すべての人が相互に人格と個性を尊重し支えあう共生社会の実現をめざし、障がい者施策に取り組んできました。

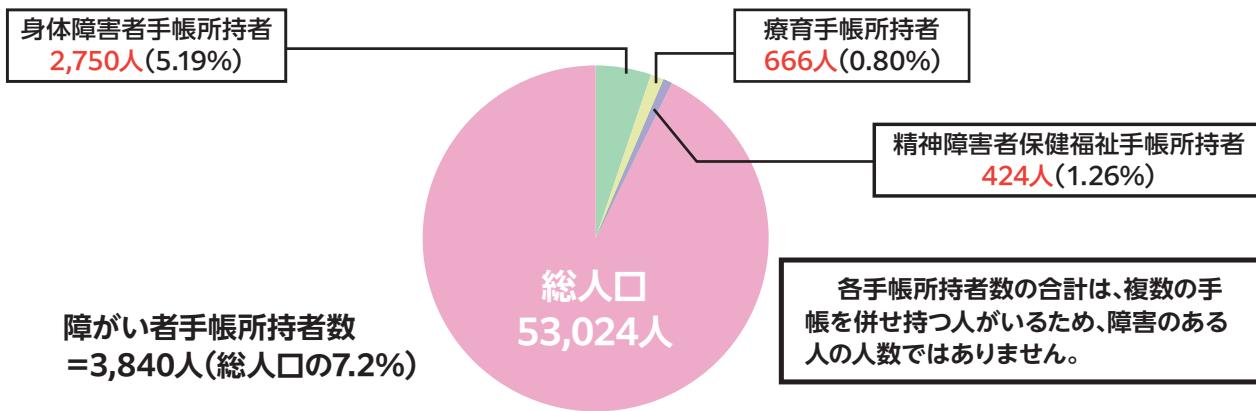
本計画は、障害者基本法第11条第3項に基づき、障がい者の自立及び社会参加の支援等のための施策の総合的かつ計画的な推進を図るために策定される基本的な計画です。

また、障害者文化芸術推進法第8条に基づき策定する「障害者による文化芸術活動の推進に関する計画」及び読書バリアフリー法第8条に基づき策定する「視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関する計画」としての位置付けも有する計画として策定しました。

②障がいのある人を取り巻く現状

本市にお住まいの障がい者手帳をお持ちの人の総数は3,840人で、本市の総人口の約7.2%にあたります。また、障がい者手帳を持っていない人の中にも、発達障がいや精神障がい、治療が難しい難病など、見た目にはわかりづらい、様々な生きづらさを抱えている人がいます。こうした人たちの、地域で当たり前の暮らしを実現していくためには、医療や福祉サービスの支援だけでなく、地域全体で支えあうシステムが必要です。

【宇佐市の障がい者手帳所持者数と総人口に対する割合】

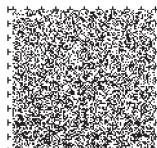
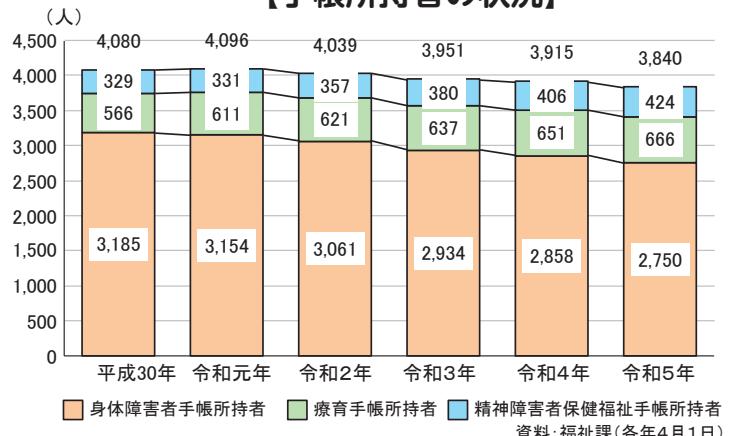


手帳所持者の状況

身体障害者手帳所持者は、減少傾向にあります。

療育手帳所持者および精神障害者手帳所持者は、増加傾向にあります。

【手帳所持者の状況】





2. 計画の期間

「第4次宇佐市障がい者計画」は、令和6年度から令和11年度までの6年間の計画です。

ただし、国の障がい者政策の見直し等が行われた場合、計画期間中でも見直しを行うこととします。

令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
第3次宇佐市障がい者計画	第4次宇佐市障がい者計画							

3. 基本理念

「地域共生・共創のまち」 ～ともに暮らし、動き、創り、ともに生きる～

本市では、障がいのある人やその家族が地域で当たり前の暮らしを実現すること、あわせて、障がいの有無に関わらず、市民誰もが安心して暮らせる地域づくりをめざしてきました。

これまでの成果を踏まえ、第3次の基本理念を基本的に継承し、この本計画の基本理念を定めます。

4. 基本目標

(1) 「とぎれのない」 支援が行き届く地域づくり

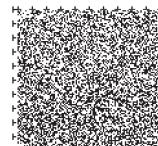
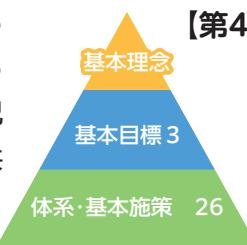
生まれながら障がいのある人も、人生の途中で障がいが生じた人も、一人の「人」として、ライフステージで起こりうる多くの問題を、様々な人々や関係機関が協働して、問題解決や支援が行えるような「とぎれのない」システムをアップデートしながらともに創っていきます。

(2) 「地域で暮らす」を当たり前にできる地域づくり

障がいのある人たちが、地域での暮らしをありのままに生きることができる支援。地域生活支援拠点等事業を推進し「親なきあと」も地域で暮らし続けていけることを実現していきます。

(3) 障がいのある人たちの自己決定と自己選択の尊重及び意思決定支援

「一人ひとりの命の重さは障がいの有無によって少しも変わることはない」という当たり前の価値観を市民全体で共有できる共生社会、誰もが相互に人格と個性を尊重し支えあう社会、自己決定と自己選択を尊重する支援や体制を市民相互の「協働」・「共創」でつくりあげていきます。



5. 施策の体系

1

生まれてから大人になるまで 支援する「まち」



(1) 早期発見と適宜療育

乳幼児健診の丁寧な受診勧奨をし、子どもの発育発達の相談に応じ、適切な指導を行い、困りに対して適切な療育につなげられるよう支援をしていきます。また、「子どもの発達相談のしおり」や宇佐市子育て支援サイト「うさこ」等でも関係機関等の紹介を行います。

(2) 「あしあと」ファイルによる支援

必要とする子どもたちや保護者へ「あしあと」ファイルの配布を行うとともに、各関係機関により、利用する保護者に使い方等の説明を行います。また、関係機関と更なる連携を図り、「あしあと」ファイルの内容のアップデートやデータ化等について取り組みます。

(3) 療育

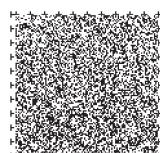
宇佐市医師会・宇佐歯科医師会等との連携を強化し、身近なところで療育や医療機関を受診できる地域づくりをめざします。また、保護者会の周知を図り、保護者同士の交流、相互理解の場を設けます。

(4) 保育と就学前教育

児童発達支援センターと連携を図りながら、障がいのある子どもや保護者への通所支援や相談支援などの重層的な支援を提供するとともに、支援ネットワークを整備し、地域支援体制の強化を図ります。また、支援者同士が連携を図りやすい環境づくりやネットワークづくりに努めています。

(5) 学校教育

「個別の指導計画」を利用した「保護者と学校との連携」を進め、教育や福祉の関係機関をコーディネートして、子どもや保護者の方の支援を行うスクールソーシャルワーカーの体制を継続します。また、本人の「働きたい」気持ちを支援するための支援体制を構築します。



(6) 放課後や長期休暇などの支援

放課後児童クラブや児童館との連携を強化し、療育と保育の併用やニーズの把握を行い、子どもたちの放課後を支援していくとともに、巡回相談の活用を進めていきます。



2 「働きたい」を 支援する「まち」



(1) 卒業後の進路

卒業後の進路について、こどもの特性や能力に合った訓練等サービス事業所や職場へスムーズにつながるよう、進路説明会や福祉就労系事業所見学会を開催します。また、障がいのある人が継続して働くように、企業にジョブコーチについての周知や利用を促します。

(2) 福祉就労系サービス、就労定着・選択支援

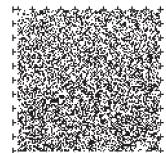
就労移行支援及び就労継続支援のサービス基盤の確保に努めるとともに、利用者の工賃向上を図り、より生きがい、働きがいにつながる作業の開拓を図っていき、新たな就労選択支援事業を利用し、希望に沿う就労選択を支援します。また、農福連携について、農政課や関係機関と連携をとりながら、障がい者の特性にあった作業とマッチングできる仕組みを調査・研究します。

(3) 一般就労

就業・生活支援センター、ハローワークなどと連携し、企業からの就労情報、実習の受け入れ等の情報、福祉施設から求職、実習希望などの情報提供を図ります。また、障がい者雇用への意識を高める取組やともに働くことの意義を考えられるような啓発を行っていきます。

(4) 官公需受注の促進

新たに提供可能な物品や役務の拡大を検討し、販路の拡大を行います。また、官公需受注協議会において、新商品の開発、新たな役務の取組や、販売促進ツールの作成、展示会の開催等を協議して多くの利用者に安定した所得が保障されるような取組を行っていきます。





3 「地域共生社会」の実現をめざす「まち」



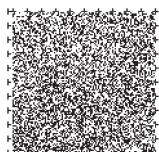
②住まいの確保

居住サポート事業にて、「地域移行のための安心生活支援事業」の周知・促進を図るとともに、病院や相談支援事業所、行政が連携し、地域相談支援の利用促進を図ります。また、在宅生活の支援も行っています。

住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律に基づき、障がいのある方が安心して暮らせる仕組みづくりについて関係各課や関係機関との連携を検討していきます。

(2)移動のための支援

制度の周知に努め、必要な人が利用できるように努めます。また、関係課や関係機関と連携し、コミュニティバス、ライドシェア等の移動手段検討、グループ型の施策の改善として、ボランティアの確保の検討や利用促進のための対象者の見直し、利用申し込みの簡略化等を含めた施策の改善に努めます。



(1)障がいのある人が住みやすい地域づくり

①ユニバーサルデザインのまちづくり

公共施設等のバリアフリー化に向けて、今後も施設の現状把握や関係機関と連携し、当事者ワーキングを通じて、障がい者の方の意見が反映できるよう仕組みづくりを行っていきます。また、今後も民間事業所への合理的配慮の義務化の周知を図ります。

③防犯・防災

避難行動要支援者名簿への登録を促進し、避難行動要支援者個別計画を策定し、避難訓練を実施する等、計画に基づく安全・安心の確保に努めます。また、指定福祉避難所の開設に向けて、協議を進めるとともに、運用についても検討していきます。





(3) 地域生活のためのさまざまな支援

①自立支援給付や地域生活支援事業による日常の生活支援

更なる相談支援体制を拡充しつつ、相談支援事業所が継続できるよう支援をしていきます。また、講演会においての手話通訳派遣の周知、点字等のコミュニケーションツールの拡大、地域交流の場を提供するとともに、グループミーティングの利用者増に向けて周知徹底を図ります。

③家族介護者への支援

家族の介護負担の軽減を図るため、相談支援事業所と連携し、短期入所や日中一時支援等のサービスの情報提供を行っていきます。また、保護者同士の交流、相互理解の場を充実し、関係機関が連携し、「親なきあと」の支援体制の構築を図っていきます。

(4) 障がいのある方の高齢化に伴う支援

円滑な介護保険制度への移行を推進するため、介護保険課及び地域包括支援センター、サービス事業所と研修会や話し合う場を設けて障がいのある方への支援を深めています。

(6) 余暇活動・スポーツ活動への支援

文化・スポーツ両面での社会参加への支援を継続して行い、共生社会の実現に努めます。また、ピアサポート事業及びグループ型移動支援事業により余暇活動の支援を行っていきます。

(7) 芸術文化活動への支援

「アトリエぐう」を開催し、芸術文化活動の機会を提供するとともに、創作意欲を助長するための環境整備や必要な支援を行っていきます。また、作品発表の機会を設けるよう支援します。

②保健・医療

障がいのある人の医療ニーズに応えられるように医療機関や、他の機関との連携が図れるように体制の構築に努めます。また、精神障がいのある人の社会復帰の促進を図るため、地域相談支援の利用促進を図ります。

④年金・手当の支給

年金受給開始可能な年齢を迎えた際に通知するなど、周知できるようにします。また、「あしあと」ファイル配布時に記載方法や目的等の説明を行います。

(5) さまざまな障がいへの支援

①発達障がいのある人たちへの支援

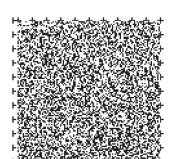
児童発達支援センターにこども支援部会に参加してもらい、部会の行う児童通所サービス事業所の情報交換会の中心となって取り組んでいきます。また、「あしあと」ファイルの活用を進めます。

②中途障がい者への支援

健康診査、健康教育、健康相談の機会を設け、健康に関する正しい知識の普及、生活習慣病予防や重症化防止対策、健康チャレンジ事業等を推進し、健康づくりに取り組めるよう支援に努めます。

(8) 情報通信・意思疎通の支援

意思疎通が選択できる環境づくりを行っていきます。また、デジタル社会に対応して、高度情報通信ネットワークの利用・情報通信技術の活用を通じて情報伝達の迅速化、諸手続きの利便性確保等を進めます。





4 認めあい、支えあう、あたたかい「まち」



(1)人権尊重のまちづくり

第4次宇佐市人権施策実施計画に則り、市民に対する障がいや障がいのある人への理解促進と人権意識の向上、障害者差別解消法の啓発を行うため、多くの情報発信ツールを活用し周知を図っていきます。また、研修の場の確保や周知を図っていきます。

(2)差別の解消や権利擁護の推進

障がいがあることで、差別や嫌な思いをすることのないよう、市民の理解と参画をさまざまな機会を活用して働きかけます。また、成年後見制度その他の権利利益の保護等のための施策・制度が、広く利用されるよう、介護保険課や関係機関と連携し、必要な支援を行います。

(3)ボランティア等の人材や組織の育成

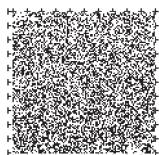
社会福祉協議会を中心として、市民のボランティアに対する意識の高揚を図るとともに参加機会の増大を図ります。また、障がい者団体に対しては、団体の主体的な取組への助言や、イベント等への人的協力をていきます。

(4)虐待の早期発見や防止

市の窓口において、養護者からの虐待や福祉施設等、雇用先での虐待への相談・対応などを行います。また、虐待防止に関して従業者の研修や、防止委員会、身体拘束の適正化等が義務化されたため、虐待防止センターと各関係機関との連携強化に努めます。

(5)ヤングケアラーを含む家族支援

多様な視点からのヤングケアラーの発見・把握に努め、困難や支援の必要度の小さいうちに支援を行い、困難が大きくなるのを予防します。





5 「とぎれのない」 支援の構築をめざす「まち」



(1)相談支援と情報提供

誰もが安心して生活できる地域づくりを行うために、委託相談支援事業所、指定特定相談支援事業所、行政による重層的な相談の充実を図ります。また、市民が知りたい情報を、適切にわかりやすく提供するとともに、相談窓口にスムーズにつなげられるよう関係機関との連携を強化します。

(2)総合的な支援体制

障がいのある人のライフステージや個々の心身の状況や環境に応じた的確かつ必要なサービスが受けられるよう、宇佐市自立支援協議会において、情報共有や関係機関の連携強化を図ります。また、福祉施設から一般就労へ、福祉施設等入所者の地域生活への移行に向けての受入先や支援体制の拡充を図っていきます。

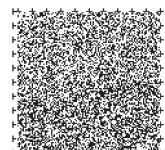
(3)事故や災害時の情報伝達体制

災害発生時には、防災行政無線や広報車による情報伝達に加え、緊急速報メールやファックスをはじめ複数の手段を組み合わせ、避難行動要支援者に確実に情報伝達を行います。

6 住民をはじめ 多様な主体との協働



地域における活動形態が多様化し、公共的価値を含む領域にその範囲が広がってきています。こうした活動を更に進めて、地域課題解決に向けた活動環境を整備して、「新しい公共」を充実していくために、コーディネートや土壤づくりのための条件整備をおこなっていきます。





6. 障害福祉サービス・事業

障害福祉サービス

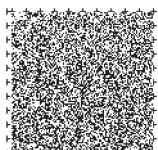
訪問系 サービス	●居宅介護 ●行動援護	●重度訪問介護 ●重度障害者等包括支援	●同行援護
日中活動系 サービス	●生活介護 ●就労選択支援 ●就労継続支援（B型） ●短期入所（福祉型）	●自立訓練（機能訓練） ●就労移行支援 ●就労定着支援 ●短期入所（医療型）	●自立訓練（生活訓練） ●就労継続支援（A型） ●療養介護
居住系 サービス	●自立生活援助 ●宿泊型自立訓練	●共同生活援助	●施設入所支援
相談支援	●計画相談支援	●地域移行支援	●地域定着支援

地域生活支援事業

理解促進研修・啓発事業	●理解促進研修・啓発事業		
自発的活動支援事業 (ピアサポート事業)	○絵手紙教室	○音楽教室	○クッキングクラブ
相談支援事業	●障害者相談支援事業	●住宅入居等支援事業（居住サポート） ●基幹相談支援センター等機能強化事業	
成年後見制度利用支援事業	●成年後見制度利用支援事業		
意思疎通支援事業	●手話通訳者設置事業	●手話通訳・要約筆記者派遣事業	
日常生活用具 給付等事業	●介護・訓練支援用具 ●情報・意思疎通支援用具	●自立生活支援用具 ●排せつ管理支援用具	●在宅療養等支援用具 ●住宅改修費
手話奉仕員養成研修事業	●手話奉仕員養成研修事業		
移動支援事業	●移動支援事業（個別型）	●移動支援事業（グループ型）	
地域活動支援センター機能強化事業	●地域活動支援センターⅠ型		
その他の事業 (任意事業)	●福祉ホーム事業 ●訪問入浴サービス事業 ●日中一時支援事業 ●巡回支援専門員整備事業	●地域移行のための安心生活支援事業 ●障がい者虐待防止対策支援事業 ●障がい者芸術文化活動支援事業 ●生活サポート事業	

障がい児支援

- 児童発達支援
- 医療型児童発達支援
- 放課後等デイサービス
- 保育所等訪問支援
- 障害児相談支援
- 障害児入所施設（医療型）
- 障害児入所施設（福祉型）





7. 障がい者計画・自立支援協議会 これまでの成果

第1次障がい者計画の成果 ~平成23年

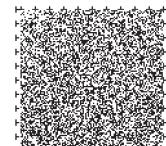
- 自立支援協議会を中心に据えた「ともに生きる」ネットワークを構築し、関係機関の連携が図れるようになった。
- 市民集会やピアサポートフェスティバルが始まった。
- グループ型移動支援事業が始まった。
- 地域や障がいのある人同士の交流の場ができた。
- 障がいのある人の新たな余暇活動の場ができた。
- 5歳児健やか発達相談会が始まり、早期支援につながった。
- 「あしあと」ファイルの作成・配布が始まった。
- 障がいのあるこどもの新たな保護者の会との連携が図れるようになった。
- 保育園や幼稚園での気になるこどもや保護者の支援のための巡回支援専門整備事業が始まった。

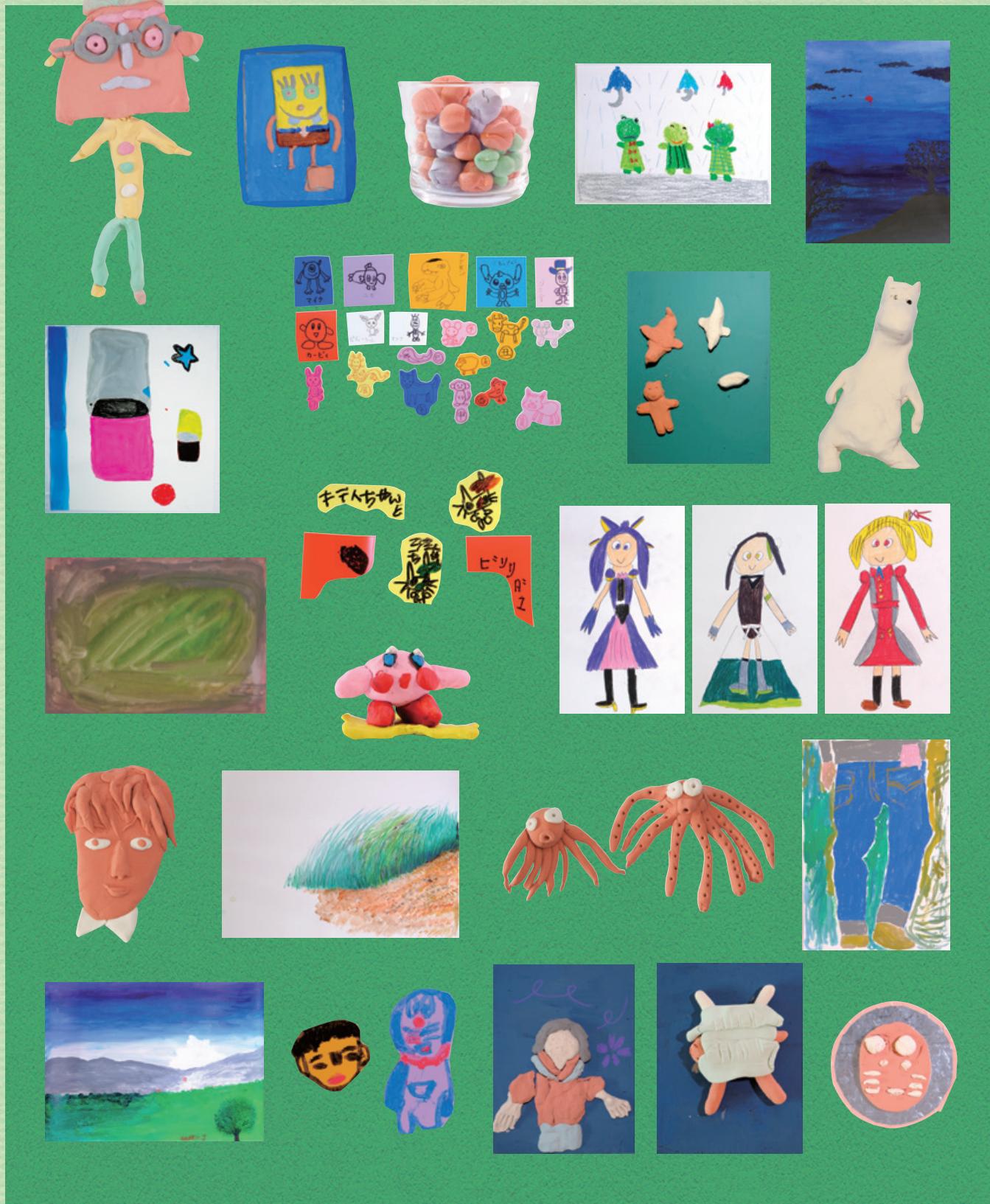
第2次障がい者計画の成果 平成24~29年

- 宇佐市障害者虐待防止連携協議会を設置した。
- 訪問入浴サービスが始まった。
- 障がい児に特化したマップが完成し、一部配布が始まった。
- 宇佐市内「療育の場」見学会が始まった。
- 支援学校の実習の日程と連携した「働く場」の見学会が始まった。
- 福祉サービス終了届の作成と配布が始まった
- 医療的ケア検討会議が始まった。
- 居住サポート事業が始まった。
- 宇佐市官公需受注協議会を設置した。
- 地域移行のための安心生活支援事業マイハウス「ぽかぽか」の運用が始まった。
- 就労カフェが始まった。

第3次障がい者計画の成果 平成30年~

- タクシーチケット助成事業が始まった。
- 地域生活支援拠点等事業が始まった。
- 障がい児通所支援に係る事業所情報交換会が始まった。
- 日中活動の場(生活介護)意見交換会が始まった。
- A・B型事業所意見交換会が始まった。
- 児童通所サービス施設の充実(放課後等デイサービス・児童発達支援事業)
- 特定相談支援事業所が充実した。
- 芸術文化活動支援事業「アトリエぐう」が始まった。
- 「こどもの発達相談のしおり」の作成、配布が始まった。





宇佐市 第4次宇佐市障がい者計画

発行者：宇佐市

編集：宇佐市福祉保健部福祉課

〒879-0492 大分県宇佐市大字上田 1030 番地の 1

T E L : 0978-27-8214 F A X : 0978-32-0341

U R L : <http://www.city.usa.oita.jp/>

表紙に掲載されている作品は、「アトリエぐう」でうまれた作品です。

